

◆ 総代の任期・定数とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、70人以上160人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
 なお、平成28年3月31日現在の総代数は98人で、会員数は18,007人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表者として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

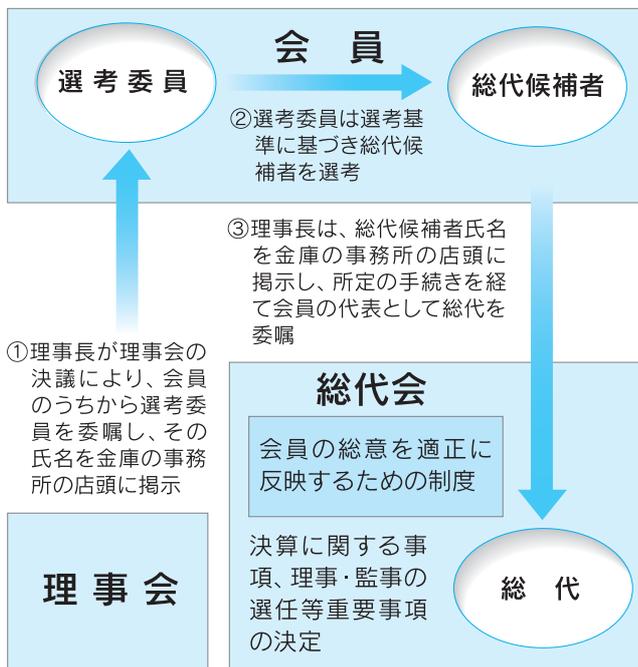
そこで総代の選考は、総代候補者選考を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

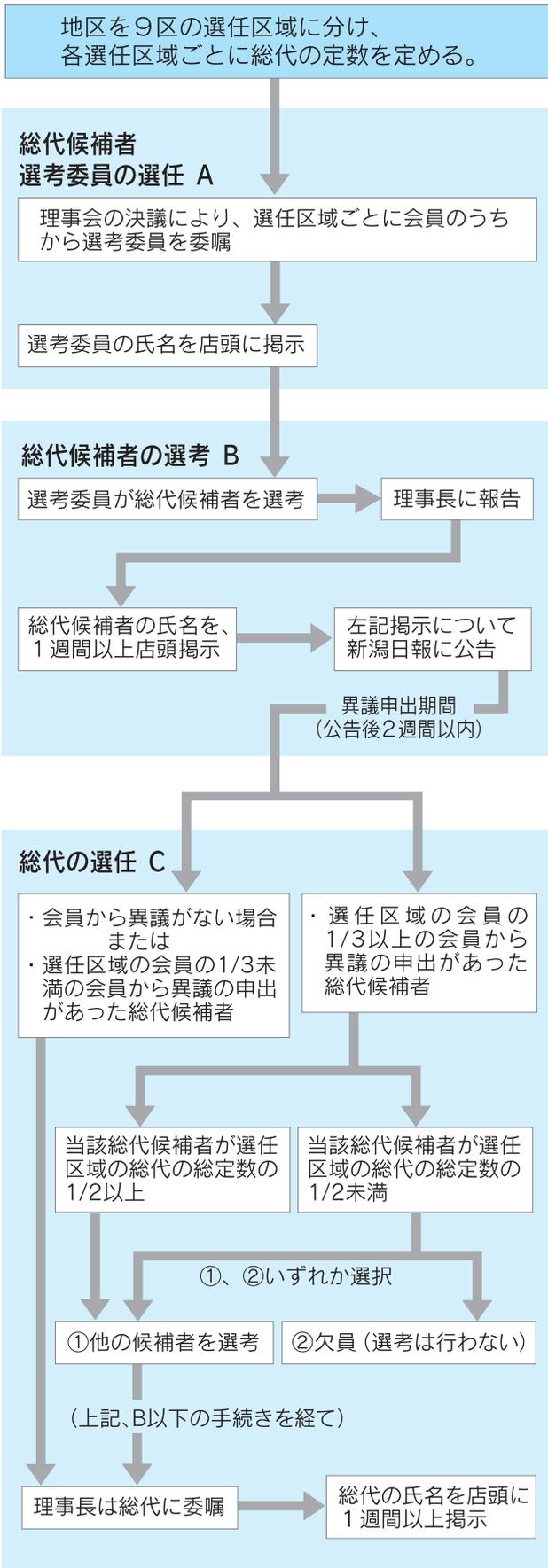
◆ 総代候補者選考基準

1. 当金庫の会員であること。
2. 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している人であること。
3. 良識をもって正しい判断ができる人であること。
4. 人格、識見にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること。
5. その他、総代選考委員が適格と認めた人であること。

◆ 総代会の仕組み



◆ 総代が選任されるまでの手続きについて



◆ 通常総代会の決議事項

平成28年6月21日 第93期通常総代会において、次の事項が付議されました。

① 報告事項

第93期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 以上の内容を報告いたしました。

② 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会員除名の件
- 第4号議案 理事1名選任の件
- 第5号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件

以上、第1号～第5号議案はそれぞれ原案のとおり承認可決されました。

◆ 総代の氏名紹介

総数98名 平成28年6月21日現在

選任区域		人 数	氏 名
第1区	上越市(直江津地区)	14名	相澤 吉久⑤、泉 純一⑤、稲垣 研二③、永島 賢司⑤、江口 修一⑤、大島 竹勝⑤、勝島 寅一郎⑤、幸村 萬三⑤、小林 正夫⑤、佐藤 新治⑤、田邊 義男⑤、柳澤 英次⑤、山崎 邦夫③、横山 九郎⑤
第2区	上越市(有田地区、北諏訪地区、頸城地区)	10名	今川 義英⑤、内山 嘉一①、青海 一由①、太田 伸一①、嶋津 保⑤、野澤 一三①、萬羽 博文①、福井 俊幸⑤、本山 和之①、山田 政彦③
第3区	上越市(春日地区)	6名	磯 久晴⑤、遠藤 紋始⑤、風間 正勝③、川室 賢一⑤、清水 春良①、西山 俊彦①
第4区	上越市(高田地区、和田地区)	24名	上田 滋之①、打江 寿和⑤、大嶋 喜久雄⑤、大島 精次⑤、大島 伸彦①、岡庭 洋一⑤、小倉 潔①、加藤 裕三①、栗田 修行⑤、小林 桂一⑤、小山 茂⑤、白川 宏①、高橋 孫左衛門⑤、高林 清茂⑤、竹田 耕隆⑤、立原 広治⑤、東山 昶也⑤、藤田 東一郎⑤、保科 勝⑤、町田 謙次⑤、町田 武⑤、松井 重雄⑤、松岡 敏宣⑤、真野 耕太郎①
第5区	上越市(桑取・谷浜地区、金谷地区、名立地区)	8名	市村 一雄①、上野 猛①、大島 富士男①、竹田 宏②、田中 弘邦⑤、布施 明男⑤、古川 泰男①、宮川 良徳⑤
第6区	上越市(新道地区、保倉地区、諏訪地区、津有地区、三郷地区、高土地区)	8名	梅川 政明①、荻原 潔①、川上 貞男②、清水 恵一⑤、立入 敏雄②、広瀬 真一①、福田 聖⑤、山田 敏則①
第7区	上越市(八千浦地区、大潟地区、柿崎地区)	13名	有間 政栄⑤、伊倉 成章⑤、上野 秀正⑤、江村 弘⑤、佐藤 房一⑤、関 浅夫⑤、滝沢 謙一郎⑤、竹内 誠⑤、中村 久人⑤、三牧 哲雄⑤、室岡 賢一①、壘 富貴雄⑤、柳澤 宣行⑤
第8区	上越市(吉川地区、浦川原地区、大島地区、安塚地区、三和地区、牧地区、清里地区、板倉地区、中郷地区)	6名	岩崎 弘明⑤、金子 元①、北井 吉雄⑤、竹田 義寛⑤、山岸 寅市⑤、山岸 秀夫②
第9区	糸魚川市、十日町市、妙高市、柏崎市	9名	池田 政広①、磯貝 喜作②、大月 伸一②、小野嶋 哲雄⑤、小嶋 修⑤、斉藤 進⑤、清水 岩夫⑤、土田 貞夫⑤、本山 秀樹①

(敬称略)

(注) 丸数字は総代の就任回数(合併後)

[総代の属性情報等別構成比]

職業別：法人・法人代表者77.5%、個人事業主12.2%、個人10.2%

年代別：70代以上52.0%、60代36.7%、50代11.2%

業種別：製造業 26.1%、建設業 25.0%、小売業 23.8%、サービス業 10.2%、卸売業 3.4%、不動産賃貸業 3.4%、飲食業 2.2%、宿泊業 1.1%、情報通信業 1.1%、飲料製造業 1.1%、教育業 1.1%、農業 1.1%

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。